

## 就学(学生), 就業(教職員)が制限される疾病と制限期間

令和3年4月1日改定※  
信州大学総合健康安全センター

感染症にかかった場合, かかっている疑いがある場合, またはかかる恐れのある場合には, 学生は就学制限, 教職員は就業制限の指導を受けることがあります(学内に入構せず, e-learning や在宅勤務で対応出来る場合を除きます)。制限中は他者に感染させることのないよう, 大学や保健所の指示に従い療養して下さい(一部の疾病は隔離入院が義務付けられています)。また, 学内に感染症を広めないために感染者だけでなく, 接触者についても保健所の指導に従って健康調査や入構制限を行います。

### 代表的な感染症

感染症	就学・就業が禁止される状態	期間の目安 (症状・感染状況により 学校医・産業医が個別に決定します。)
結核	排菌している活動性病変がある場合	非感染性が証明されるまで
インフルエンザ (新型インフルエンザを除く)	発症した場合	発症後5日以上経過し, かつ, 解熱後2日以上経過
百日咳	活動期で症状がある場合	適切な薬剤治療を5日間継続後
新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ感染症 (鳥インフルエンザ H5N1 など)	発症した場合 感染が疑われる場合 感染者と接触した場合	別途本学から周知される当該感染症対応に係る通知を参照
水痘(みずぼうそう) (播種性帯状疱疹を含む)	発症した場合	発症者: 全ての発疹が痂皮となるまで 接触者: 最初の接触後8日～最後の接触後21日
麻疹(はしか)	感染者と接触した場合	発症者: 解熱後3日経過するまで 接触者: 最初の接触後5日～最後の接触後21日
風疹(三日はしか)	(抗体検査などで感染歴が証明されている, もしくは予防接種を2回受けている者は対象外。マスクを常時着用して入構可)	発症者: 発疹が消失するまで 接触者: 最初の接触後7日～最後の接触後21日
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		発症者: 耳下腺, 顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ, 全身状態が良好になるまで 接触者: 最初の接触後9日～最後の接触後25日
感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症など)	発症した場合	症状消失するまで
流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	発症した場合	分泌物がなくなるまで

### その他の就学・就業が禁止される疾患:

エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう(天然痘), 南米出血熱, ペスト, マールブルグ熱, ラッサ熱, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(SARS), 中東呼吸器症候群(MERS), 急性灰白髄炎(ポリオ), 咽頭結膜熱, 髄膜炎菌性髄膜炎, コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症(O157 など), 腸チフス, パラチフス, 溶連菌感染症の一部, ウイルス性肝炎(A型E型), 手足口病, 伝染性紅斑, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ感染症(急性期)

### 入構は可能だが活動内容が制限される疾患:

アタマジラミ, 伝染性軟属腫(水イボ), 伝染性膿痂疹(とびひ)

【注】就学・就業が制限される感染症の種類及びその制限内容は, 新興感染症の発生及び各種感染症の流行状況等に鑑み, 総合健康安全センターにおいて随時見直し, 同センターHP 上で周知することとする。